



令和8年2月25日

埼玉県知事 大野 元裕 様

令和7年度 公共事業の再評価に係る意見について(通知)

令和7年度第3回埼玉県公共事業評価監視委員会において、再評価の対象となつた公共事業の県の対応方針(案)について、当委員会から別紙のとおり意見を具申します。

埼玉県公共事業評価監視委員会

会長 村野 昭人

## 別紙

## 令和7年度 公共事業の再評価に係る県の対応方針(案)に対する委員会意見

番号	事業名	路線・河川・地区名	事業期間	県の対応方針(案)	公共事業評価監視委員会意見	
					意見	附帯意見 (事業別)
205	河川改修事業	一級河川 飯盛川	H18～R18	継続	県の対応方針(案)を了承する。	なし
206	事業間連携砂防等事業	倉掛沢	R4～R11	継続	県の対応方針(案)を了承する。	なし
207	事業間連携砂防等事業	下赤工川	R4～R10	継続	県の対応方針(案)を了承する。	なし
208	大規模特定砂防等事業	下日野沢	R4～R14	継続	県の対応方針(案)を了承する。	なし
209	道路改築事業	一般国道140号 (大滝トンネル)	H30～R9	継続	県の対応方針(案)を了承する。	なし
301	土地区画整理事業	八潮南部西地区	H8～R16	継続	県の対応方針(案)を了承する。	なし

※事業評価全般に関する附帯意見については別紙2を参照。

## ○事業評価全般に関する附帯意見

公共事業の事業評価においては、費用便益比(B/C)が重要な指標となっている。原則として、B/Cの評価結果が1を上回ることが、事業の開始・継続に係る判断基準となっている。

しかし、B/Cの評価結果は、費用や便益の算出に用いる原単位や前提条件の設定により大きく変動する可能性がある。

例えば、令和7年度から適用される土石流対策事業の費用便益分析マニュアルの改訂において、精神的被害低減効果の算出に用いる原単位が、約3倍(2.26億円/人→6.01億円/人)に引き上げられた。改訂後の原単位を用いて分析した結果、事業番号207「事業間連携砂防等事業 下赤工川」では、精神的被害低減効果が、総便益の約80%を占めるに至った。改訂前の原単位を使用した場合、総便益が半減し、B/Cの評価結果も同様に大きく低下することが見込まれ、原単位の設定が評価結果に与える影響の大きさが明らかとなった。

さらに、事業期間が長い公共事業においては、社会的割引率の設定もB/Cの評価結果に大きな影響を及ぼす。そのため、標準的な割引率を用いた評価結果に加え、割引率を変化させて算出した値を、参考比較するために併記するなどの見直しが進められている状況である。

以上のことから、B/Cの評価結果には常に一定の不確実性が内包されていることに留意し、その取扱いにあたっては慎重な判断が求められる。公共事業の事業評価において、B/Cが依然として最も重要な定量的指標であることは論を待たないが、評価結果が1を上回る事業であっても、それのみをもって当該事業の継続が担保されるものではない。逆に、1を下回る事業であっても、その社会的意義や公益性の観点から、実施の是非を検討すべきと考えられる。

以上の点に留意して、事業を適切に推進して頂きたい。